

令和4年5月26日

各幼稚園長  
各小・中・高等学校長 様  
広島中等教育学校長  
広島特別支援学校長

学校教育部長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更及び  
学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）

このことについて、別添のとおり令和4年5月23日、24日及び25日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

基本的対処方針にマスク着用の考え方等が改めて追記されていますが、学校におけるマスク着用の考え方については、現在の学校衛生管理マニュアルに示されている内容から変更ありません。

また、学校生活におけるマスク着用に関する考え方については、特に、これから夏季を迎えるに当たり、改めて留意点が示されていますので、事務連絡及びリーフレットを参照の上、引き続き、児童生徒等への指導をお願いします。

#### 【参考】

マスクの着用に関する留意事項（別添「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」から抜粋）

- 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。
  - ※ 地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意する。
- 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。
  - ※ 部室、更衣室等の共有エリアの利用時や部活動前後の集団での移動時等の場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。
- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先する。
  - ※ 人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。
- 別添『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について』において、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことを踏まえ、幼稚園においても同様の対応とする。
  - ※ 幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取る。

【担当】 健康教育課：山根指導主事（504-2491）  
指導第一課：大下主任指導主事（504-2486）  
指導第二課：江島指導主事（504-2487）  
佐々木指導主事（504-2704）  
特別支援教育課：生駒指導主事（504-2494）